

令和8年2月26日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和8年3月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第17号	一宮市公告式条例の一部改正について	1頁
議案第18号	一宮市の議会議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例の一部改正について	3頁
議案第19号	一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	5頁
議案第20号	一宮市職員定数条例の一部改正について	9頁
議案第21号	一宮市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について	11頁
議案第22号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	13頁
議案第23号	一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	15頁
議案第24号	特別職員の給与に関する条例の一部改正について	21頁
議案第25号	一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について	23頁
議案第26号	一宮市教育振興基金の設置及び管理に関する条例の制定について	25頁
議案第27号	一宮市手数料条例の一部改正について	27頁
議案第28号	一宮市市税条例の一部改正について	30頁
議案第29号	一宮市保育所条例の一部改正について	32頁
議案第30号	一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	35頁
議案第31号	一宮市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書類の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について	37頁
議案第32号	一宮市国民健康保険税条例の一部改正について	42頁
議案第33号	一宮市介護保険条例の一部改正について	63頁
議案第34号	一宮市営住宅条例の一部改正について	69頁

議案第35号	一宮市都市公園条例の一部改正について	71頁
議案第36号	展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正について	75頁
議案第37号	一宮市立学校施設使用条例の一部改正について	77頁
議案第38号	一宮市文化広場条例の一部改正について	80頁
議案第39号	一宮市火災予防条例の一部改正について	85頁
議案第40号	三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の 変更について	89頁
議案第41号	和解及び損害賠償の額の決定について	90頁
議案第42号	和解及び損害賠償の額の決定について	91頁
議案第43号	和解及び損害賠償の額の決定について	92頁
議案第44号	包括外部監査契約の締結について	93頁
議案第45号	市道路線の廃止及び認定について	94頁
報告第1号	専決処分の報告について	110頁
報告第2号	専決処分の報告について	112頁
報告第3号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	113頁
報告第4号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	118頁
報告第5号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	129頁

一宮市公告式条例の一部改正について

一宮市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第35号)の施行により、地方自治法(昭和22年法律第67号)が改正されたことに伴い、条例及び規則の公布について、署名に代わる措置により行うことができるようにするため、本案を提出する。

議案第18号

一宮市の議会議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例の一部改正について

一宮市の議会議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第9項ただし書の規定により特別の事情がある場合にポスター掲示場の総数を減ずることができるようにし、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

議案第19号

一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成及びビラの作成に係る公費負担の限度額をそれぞれ引き上げるため、本案を提出する。

一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 一宮市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>54</u> 1円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>58</u> 6円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において</p>

<p>同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年一宮市条例第46号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 一宮市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 一宮市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

一宮市職員定数条例の一部改正について

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

全庁的な人員配置の見直し及び一宮市立市民病院の病棟再編による体制の見直しに伴い、職員の定数を減員するため、本案を提出する。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の職員においてこれを兼ねることができる。 【別記 参照】 2 略	(職員の定数) 第2条 略 【別記 参照】 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	2,133人
略	
病院事業部の職員	1,297人
略	
合計	4,199人

改正案

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	2,121人
略	
病院事業部の職員	1,290人
略	
合計	4,180人

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第21号

一宮市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

一宮市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

配偶者同行休業の承認の取消事由の一部を変更するため、本案を提出する。

議案第22号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬月額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議員報酬の額) 第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>648,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>596,000円</u> (3) 議員 月額 <u>553,000円</u>	(議員報酬の額) 第1条 略 (1) 議長 月額 <u>668,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>614,000円</u> (3) 議員 月額 <u>570,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

市議会議員の議員報酬及び特別職員の給料改定に合わせ非常勤特別職に係る報酬の額を引き上げ、及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の改正に伴い投票立会人の報酬に係る区分を変更するため、本案を提出する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第1条関係) 【別記 参照】	別表(第1条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

番号	区分	報酬の額(円)	
1	教育委員会委員	月額 <u>52,000</u>	
2	選挙管理委員会	委員長	月額 <u>37,100</u>
		委員	月額 <u>31,800</u>
		補充員	日額 <u>7,500</u>
3	監査委員	代表監査委員	月額 <u>159,100</u>
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 <u>127,200</u>
		議会議員のうちから選任された者	月額 <u>34,900</u>
4	公平委員会	委員長	月額 <u>19,000</u>
		委員	月額 <u>16,900</u>
5	農業委員会	会長	基本報酬 月額 <u>33,700</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長	基本報酬 月額 <u>29,900</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		委員	基本報酬 月額 <u>28,000</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 <u>28,000</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
6	固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>7,900</u>	

7	国民健康保険運営協議会委員	日額	<u>7,500</u>
8	総合計画審議会委員	日額	<u>7,500</u>
9	自転車等駐車対策協議会委員	日額	<u>7,500</u>
10	特別職報酬等審議会委員	日額	<u>7,500</u>
11	退職手当審査会委員	日額	<u>7,500</u>
12	行政改革推進委員会委員	日額	<u>7,500</u>
13	行政不服審査会委員	日額	<u>7,500</u>
14	個人情報保護審議会委員	日額	<u>7,500</u>
15	情報公開審査会委員	日額	<u>7,500</u>
16	防災会議委員その他の構成員	日額	<u>7,500</u>
17	国民保護協議会委員その他の構成員	日額	<u>7,500</u>
18	感染症診査協議会委員	日額	<u>15,600</u>
略			
20	環境審議会委員	日額	<u>7,500</u>
21	廃棄物減量等推進審議会委員	日額	<u>7,500</u>
22	産業廃棄物処理施設設置調整委員会委員	日額	<u>17,100</u>
23	障害者自立支援審査会委員	日額	<u>23,700</u>
24	介護認定審査会委員	日額	<u>23,700</u>
25	子ども・子育て審議会委員	日額	<u>7,500</u>
26	社会福祉施設等嘱託医	月額	<u>78,700</u> 以内
27	社会福祉審議会委員	日額	<u>23,700</u> 以内
28	民生委員推薦会委員	日額	<u>7,500</u>
29	都市計画審議会委員	日額	<u>7,900</u>
30	景観審議会委員	日額	<u>7,500</u>
31	土地地区画整理審議会委員	日額	<u>7,500</u>
32	土地地区画整理評価員	日額	<u>7,500</u>
33	住居表示審議会委員	日額	<u>7,500</u>
34	建築審査会	会長	日額 <u>16,900</u>
		委員	日額 <u>14,900</u>
35	開発審査会	会長	日額 <u>16,900</u>
		委員	日額 <u>14,900</u>
36	空家等対策協議会委員	日額	<u>7,500</u>
37	水道料金等審議会委員	日額	<u>7,500</u>
38	上下水道事業審議会委員	日額	<u>7,500</u>
39	市民病院地域医療支援委員会委員	日額	<u>7,500</u>
40	学校運営協議会委員	年額	<u>12,600</u>
41	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	<u>13,100</u>
42	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額	<u>15,100</u>

43	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 <u>15,100</u>
44	生涯学習推進会議委員	日額 <u>7,500</u>
45	社会教育委員	年額 <u>36,100</u>
46	公民館運営審議会委員	日額 <u>7,500</u>
47	スポーツ推進委員	年額 <u>37,100</u>
48	文化財保護審議会委員	年額 <u>33,900</u>
49	博物館運営協議会委員	日額 <u>7,500</u>
50	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 <u>7,500</u>
51	図書館協議会委員	日額 <u>7,500</u>
52	選挙長及び開票管理者	日額 <u>12,700</u> 以内
53	投票管理者	日額 <u>14,900</u> 以内
54	投票立会人_____、開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>11,600</u> 以内
55	略	

改正案

番号	区分	報酬の額(円)	
1	教育委員会委員	月額 <u>53,000</u>	
2	選挙管理委員会	委員長	月額 <u>37,800</u>
		委員	月額 <u>32,400</u>
		補充員	日額 <u>7,700</u>
3	監査委員	代表監査委員	月額 <u>162,300</u>
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 <u>129,700</u>
		議会議員のうちから選任された者	月額 <u>35,600</u>
4	公平委員会	委員長	月額 <u>19,400</u>
		委員	月額 <u>17,200</u>
5	農業委員会	会長	基本報酬 月額 <u>34,400</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長	基本報酬 月額 <u>30,500</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		委員	基本報酬 月額 <u>28,600</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 <u>28,600</u>

			能率報酬 年額 557,334 円以内で市長が別に定める 額
6	固定資産評価審査委員会委員		日額 <u>8,100</u>
7	国民健康保険運営協議会委員		日額 <u>7,700</u>
8	総合計画審議会委員		日額 <u>7,700</u>
9	自転車等駐車対策協議会委員		日額 <u>7,700</u>
10	特別職報酬等審議会委員		日額 <u>7,700</u>
11	退職手当審査会委員		日額 <u>7,700</u>
12	行政改革推進委員会委員		日額 <u>7,700</u>
13	行政不服審査会委員		日額 <u>7,700</u>
14	個人情報保護審議会委員		日額 <u>7,700</u>
15	情報公開審査会委員		日額 <u>7,700</u>
16	防災会議委員その他の構成員		日額 <u>7,700</u>
17	国民保護協議会委員その他の構成員		日額 <u>7,700</u>
18	感染症診査協議会委員		日額 <u>15,900</u>
略			
20	環境審議会委員		日額 <u>7,700</u>
21	廃棄物減量等推進審議会委員		日額 <u>7,700</u>
22	産業廃棄物処理施設設置調整委員会委員		日額 <u>17,400</u>
23	障害者自立支援審査会委員		日額 <u>24,200</u>
24	介護認定審査会委員		日額 <u>24,200</u>
25	子ども・子育て審議会委員		日額 <u>7,700</u>
26	社会福祉施設等嘱託医		月額 <u>80,300</u> 以内
27	社会福祉審議会委員		日額 <u>24,200</u> 以内
28	民生委員推薦会委員		日額 <u>7,700</u>
29	都市計画審議会委員		日額 <u>8,100</u>
30	景観審議会委員		日額 <u>7,700</u>
31	土地地区画整理審議会委員		日額 <u>7,700</u>
32	土地地区画整理評価員		日額 <u>7,700</u>
33	住居表示審議会委員		日額 <u>7,700</u>
34	建築審査会	会長	日額 <u>17,200</u>
		委員	日額 <u>15,200</u>
35	開発審査会	会長	日額 <u>17,200</u>
		委員	日額 <u>15,200</u>
36	空家等対策協議会委員		日額 <u>7,700</u>
37	水道料金等審議会委員		日額 <u>7,700</u>
38	上下水道事業審議会委員		日額 <u>7,700</u>

39	市民病院地域医療支援委員会委員	日額 <u>7,700</u>
40	学校運営協議会委員	年額 <u>12,900</u>
41	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 <u>13,400</u>
42	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額 <u>15,400</u>
43	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 <u>15,400</u>
44	生涯学習推進会議委員	日額 <u>7,700</u>
45	社会教育委員	年額 <u>36,800</u>
46	公民館運営審議会委員	日額 <u>7,700</u>
47	スポーツ推進委員	年額 <u>37,800</u>
48	文化財保護審議会委員	年額 <u>34,600</u>
49	博物館運営協議会委員	日額 <u>7,700</u>
50	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 <u>7,700</u>
51	図書館協議会委員	日額 <u>7,700</u>
52	選挙長及び開票管理者	日額 <u>13,000以内</u>
53	投票管理者	日額 <u>15,200以内</u>
54	投票立会人(期日前)、開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>11,800以内</u>
55	投票立会人(当日)	日額 <u>12,400以内</u>
56	略	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

特別職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職員の給料月額を引き上げるため、本案を提出する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第3条 特別職員の給料は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1,096,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>901,000円</u> (3) 教育長 月額 <u>791,000円</u> (4) 水道事業等管理者 月額 <u>728,000円</u> (5) 病院事業管理者 月額 <u>843,000円</u> (6) 常勤の監査委員 月額 <u>608,000円</u>	第3条 略 (1) 市長 月額 <u>1,116,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>921,000円</u> (3) 教育長 月額 <u>807,000円</u> (4) 水道事業等管理者 月額 <u>743,000円</u> (5) 病院事業管理者 月額 <u>860,000円</u> (6) 常勤の監査委員 月額 <u>620,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

育児休業をしている職員の業務に従事した職員に対する勤勉手当について、加算して支給できるようにするため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額_____とする。</p> <p>この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしている職員が担当していた業務に任命権者に命ぜられて従事した職員にあっては、その額に市長が規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>3～5 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市教育振興基金の設置及び管理に関する条例の制定について

一宮市教育振興基金の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市教育振興基金を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

一宮市教育振興基金の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 教育の振興に寄与する事業に要する経費の財源に充てるため、一宮市教育振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 前項の教育の振興に寄与する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 一宮市立学校の教育環境の整備及び充実に係る事業
- (2) 学校教育の振興に係る事業
- (3) 学校給食の充実に係る事業
- (4) 生涯学習の振興に係る事業

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(財産の種類)

第3条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

- (1) 現金
- (2) 現金の運用により取得した有価証券

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条第2項各号に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(教育委員会規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

コンビニ端末を利用した自動交付サービスに係る住民票の写し等に関する交付手数料及び納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料を減額する特例期間を延長し、及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の改正に伴い、同法第163条の59の容積率等の特例に係る許可について、高さに係る項目を加えるため、本案を提出する。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市市税条例の一部改正について

一宮市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、公示送達の方法を変更するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部改正について

一宮市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

入所児童数及び入所希望児童数の地域的な変動に合わせ、1保育所の定員を増員し、6保育所の定員を減員するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立瀬時保育園	略	<u>170名</u>
一宮市立赤見保育園	略	<u>130名</u>
略		
一宮市立西御堂保育園	略	<u>80名</u>
一宮市立千秋保育園	略	<u>180名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>210名</u>
略		
一宮市立籠屋保育園	略	<u>120名</u>
略		
一宮市立外割田保育園	略	<u>170名</u>
略		

改正案

名称	位置	定員
略		
一宮市立瀬時保育園	略	<u>160名</u>
一宮市立赤見保育園	略	<u>120名</u>
略		
一宮市立西御堂保育園	略	<u>70名</u>
一宮市立千秋保育園	略	<u>190名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>200名</u>
略		
一宮市立籠屋保育園	略	<u>110名</u>
略		
一宮市立外割田保育園	略	<u>160名</u>

略

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第30号

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長及び母子支援員の任用要件について、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するため、本案を提出する。

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>(母子支援員の資格)</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>(母子支援員の資格)</p>
<p>第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>第28条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(5) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

一宮市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書類の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

一宮市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書類の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3の3の規定に基づき自然災害により生じた廃棄物の処分にあたり必要な事項を定め、及び災害廃棄物処分受託者が調査書の縦覧を行う際の届出を義務とするため、本案を提出する。

一宮市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書類の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

一宮市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書類の縦覧等の手続に関する条例(平成11年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項</p> <hr/> <p>において準用する場合を含む。以下同じ。)</p> <hr/> <p>の規定に基づき、<u>同条第1項に規定する</u></p> <hr/> <p>調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び<u>同条第2項</u></p> <hr/> <p>に規定する意見書(以下「意見書」という。)の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象となる一般廃棄物処理施設の種類)</p> <p>第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第5条の4第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種類の、<u>令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設</u></p> <hr/> <p>及び同条</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))<u>及び法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)</u></p> <hr/> <p>の規定に基づき、<u>法第9条の3第1項及び法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。))に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「災害廃棄物処分受託者」という。))が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び<u>法第9条の3第2項及び法第9条の3の3第2項に規定する意見書(以下「意見書」という。))の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</u></u></p> <p>(対象となる一般廃棄物処理施設の種類)</p> <p>第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第5条の6第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種類の、<u>令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(次項において「焼却施設」という。))</u>及び同条</p>

第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
(以下「対象施設」という。)とする。

(縦覧の場所)

第3条 令第5条の4第2号の調査書の縦覧の
場所は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(縦覧の期間)

第4条 令第5条の4第2号の調査書の縦覧の
期間は、市長が第6条の規定による告示を
した日から1月間と

_____する。ただし、一宮市の休日
に関する条例(平成3年一宮市条例第1号)
第2条第1項各号に掲げる日を除くものと
する。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 令第5条の4第3号の意見書の提出先
は、次に掲げるとおりとする。

第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
(以下「対象施設」という。)とする。

2 令第5条の6の2第1号に規定する一般廃棄
物処理施設の種類の種類は、焼却施設とする。

(縦覧の場所)

第3条 令第5条の6第2号の調査書の縦覧の
場所は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

2 令第5条の6の2第2号の調査書の縦覧の場
所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の主たる事業
所

(2) 一宮市環境センター

(3) 災害廃棄物処分受託者が生活環境影
響調査を実施した周辺地域内で、市長が
指定する場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必
要と認める場所

(縦覧の期間)

第4条 令第5条の6第2号の調査書の縦覧の
期間は、市長が第6条の規定による告示を
した日から1月間とし、市長が生活環境の
保全及び公衆衛生の確保のために非常災
害により生じた廃棄物の処分を特に迅速
に行う必要があると認めた場合は、市長が
認めた期間とする。

2 令第5条の6の2第2号の調査書の縦覧の期
間は、市長が第6条の2の規定による告示を
した日から1月間とし、市長が生活環境の
保全及び公衆衛生の確保のために非常災
害により生じた廃棄物の処分を特に迅速
に行う必要があると認めた場合は、市長が
認めた期間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 令第5条の6第3号の意見書の提出先
は、次に掲げるとおりとする。

<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 令第5条の4第3号の意見書の提出期限は、<u>前条</u>に規定する縦覧の期間の満了する日から起算して2週間を経過する日とする。</p> <p>第6条 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 令第5条の6第3号の意見書の提出期限は、<u>前条第1項</u>に規定する縦覧の期間の満了する日から起算して2週間を経過する日とする。</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(災害廃棄物処分受託者による縦覧の実施の届出及び告示)</u></p> <p><u>第6条の2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>縦覧の場所</u></p> <p>(2) <u>縦覧の期間</u></p> <p>(3) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(4) <u>対象施設の設置場所</u></p> <p>(5) <u>対象施設において処理する一般廃棄物の種類</u></p> <p>(6) <u>対象施設の能力</u></p> <p>(7) <u>実施した生活環境影響調査の項目</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による届出があつたときは、災害廃棄物処分受託者が調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示しなければならない。</u></p> <p><u>(災害廃棄物処分受託者による縦覧の意見書の提出先及び提出期限)</u></p> <p><u>第6条の3 令第5条の6の2第2項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とし、同項の意見書の提出期限は、第4条第2項の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。</u></p> <p>(1) <u>災害廃棄物処分受託者の主たる事業所</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所</u></p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市国民健康保険税条例の一部改正について

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い国民健康保険税に係る子ども・子育て支援納付金の課税額を新たに定め、並びに国民健康保険税に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を引き上げるため、本案を提出する。

- 2 略
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.9を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、

をいう。以下同じ。)

- 2 略
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.51を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、

国民健康保険の被保険者1人について33,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2____及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2____及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 21,600円

(2) 特定世帯 10,800円

(3) 特定継続世帯 16,200円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について10,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

国民健康保険の被保険者1人について36,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 略

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24,600円

(2) 特定世帯 12,300円

(3) 特定継続世帯 18,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について11,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 略

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円
(2) 特定世帯 3,300円
(3) 特定継続世帯 4,950円
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円
(2) 特定世帯 3,750円
(3) 特定継続世帯 5,625円
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,260円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 840円

(2) 特定世帯 420円

(3) 特定継続世帯 630円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円) _____

_____の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、_____同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額とする。

- (1) 略

歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 23,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,120円

(イ) 特定世帯 7,560円

(ウ) 特定継続世帯 11,340円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,465円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,820円

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 25,200円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,220円

(イ) 特定世帯 8,610円

(ウ) 特定継続世帯 12,915円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,770円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円

(イ) 特定世帯 2,625円

(ウ) 特定継続世帯 3,938円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,030円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,620円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,830円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 882円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 588円

(イ) 特定世帯 294円

(ウ) 特定継続世帯 441円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,000円

イ 略

基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,800円

(イ) 特定世帯 5,400円

(ウ) 特定継続世帯 8,100円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(イ) 特定世帯 1,650円

(ウ) 特定継続世帯 2,475円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,300円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,300円

(イ) 特定世帯 6,150円

(ウ) 特定継続世帯 9,225円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,550円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

(イ) 特定世帯 1,875円

(ウ) 特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,450円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 630円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,320円

(イ) 特定世帯 2,160円

(ウ) 特定継続世帯 3,240円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応

別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円

(イ) 特定世帯 210円

(ウ) 特定継続世帯 315円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,200円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,920円

(イ) 特定世帯 2,460円

(ウ) 特定継続世帯 3,690円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,220円

エ 略

じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,320円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,380円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 252円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 168円

(イ) 特定世帯 84円

(ウ) 特定継続世帯 126円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割

2 略

額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,040円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,800円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,620円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,700円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,400円

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,400円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18,000円

(2) 略

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,665円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,775円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,550円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 189円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 315円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 _____ (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 _____)は、当該所得割額及び被保険者均等割額 _____ から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1)～(6) 略

- した世帯 504円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 630円
- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1)～(6) 略
- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1

項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付 則

1・2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

付 則

1・2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等

林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等

に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保

に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保

除の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

除の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及

び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条

び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条

の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2

の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2

の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

一宮市介護保険条例の一部改正について

一宮市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の所得段階の判定に関する基準について所得指標を見直すため、本案を提出する。

一宮市介護保険条例の一部を改正する条例

一宮市介護保険条例(平成12年一宮市条例第24号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 第8条 略</p>	<p>付 則 第8条 略 <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u> 第9条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定</u>」とあるのは、「<u>当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55</u></p>

0,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金

額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同

法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中

の給与等の収入金額から550,000円を
控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65
1,000円以上1,619,000円未満であり、
かつ、地方税法第295条第3項に規定す
る政令で定める基準に従い当該市町
村の条例で定める金額から同年の合
計所得金額を控除して得た額が100,0
00円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,
619,000円以上1,900,000円未満であ
り、かつ、地方税法第295条第3項に規
定する政令で定める基準に従い当該
市町村の条例で定める金額から同年
の合計所得金額を控除して得た額が、
650,000円から、同年中の給与等の収
入金額から当該給与等の収入金額を
別表第5の給与等の金額として、別表
第5により当該金額に応じて求めた別
表第5の給与所得控除後の給与等の金
額を控除して得た額を控除して得た
額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険
料率の算定についての第5条第1項の規定
の適用については、当該第1号被保険者が
前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同
項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか
に該当するときは、当該第1号被保険者は、
同年度分の地方税法の規定による市町村
民税が課されている者とみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市営住宅条例の一部改正について

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

市営住宅に係る共益費を市が新たに徴収できるようにし、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例

一宮市営住宅条例(平成9年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(<u>修繕費用</u> _____ の負担)</p> <p>第22条 市営住宅及び共同施設<u>の修繕に要する</u> _____ 費用は、次条各号 _____ に掲げるものを除き、市の負担とする。</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由によって、<u>前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず</u>、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。 (入居者の費用負担義務)</p> <p>第23条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス及び<u>水道料金</u> _____ 並びに下水道使用料</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び<u>汚水処理施設の使用又は維持若しくは運営に要する費用</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>(<u>入居にあたり必要な費用</u>の負担)</p> <p>第22条 市営住宅及び共同施設<u>を入居者が使用するにあたり必要な費用は、次条第1項各号に掲げるものを除き</u>、市の負担とする。</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由によって、 _____ <u>修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず</u>、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。 (入居者の費用負担義務)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1) 電気、ガス及び<u>水道の各料金</u>並びに下水道使用料</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 共同施設、<u>エレベーター</u> _____、給水施設及び<u>汚水処理施設の使用又は維持</u> _____ に要する費用</p> <p>(6) 略</p> <p>2 <u>市長は、前項各号に掲げる費用のうち、第19条第1項に規定する期間に係る入居者の共通の利益を図るために必要があると認めるもの(以下この条において「共益費」という。)を入居者から徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>共益費の額は、市長が別に定める。</u></p> <p>4 <u>第19条第2項から第4項までの規定は、共益費について準用する。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

一宮市都市公園条例の一部改正について

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

大野極楽寺公園における自転車の利用料金の上限額及び平島公園野球場の使用料の額を変更し、並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、富田山公園の一部の管理を指定管理者に行わせるため、本案を提出する。

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第5条の2、第5条の5関係) 【別記1 参照】 別表第4(第12条関係) 平島公園(野球場)の使用料 【別記2 参照】 備考 略	別表第1(第5条の2、第5条の5関係) 【別記1 参照】 別表第4(第12条関係) 平島公園(野球場)の使用料 【別記2 参照】 備考 略
別表第15(第13条の2、別表第1関係) 光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿 川緑地の一部_____	別表第15(第13条の2、別表第1関係) 光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿 川緑地の一部・ <u>富田山公園の一部</u>
表略 備考 略	表略 備考 略
別表第16(第13条の2関係) 大野極楽寺公園 【別記3 参照】 備考 略	別表第16(第13条の2関係) 大野極楽寺公園 【別記3 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

施設名	使用することができる期間及び時間
光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿川緑地 の一部_____ (別表第3都市公園内 における行為の項に掲げる行為のためにこれら の都市公園を使用する場合に限る。別表第15に おいて同じ。)	略
略	

改正案

施設名	使用することができる期間及び時間
光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿川緑地 の一部・ <u>富田山公園の一部</u> (別表第3都市公園内 における行為の項に掲げる行為のためにこれら の都市公園を使用する場合に限る。別表第15に おいて同じ。)	略
略	

【別記2】

現行

区分	単位	使用料
入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	2時間	2,200円
入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	最高入場料 <u>500円</u> 以下のもの	8,000円
	最高入場料 <u>500円</u> を超えるもの	16,000円
管理棟本部席	2時間	850円
電気(放送)設備	2時間	500円
スコアボード	2時間	1,000円
略		

改正案

区分	単位	使用料
入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	2時間	6,000円
入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	最高入場料 <u>1,000円</u> 以下のもの	12,000円
	最高入場料 <u>1,000円</u> を超えるもの	24,000円
管理棟本部席	2時間	1,000円
電気(放送)設備	2時間	1,000円
スコアボード	2時間	3,000円
略		

【別記3】

現行

区分	単位	利用料金の上限額
略		
自転車	駆動補助機付自転車以外の自転車	1日1回につき 200円
	駆動補助機付自転車	1日1回につき 300円

改正案

区分	単位	利用料金の上限額
略		
自転車	駆動補助機付自転車以外の自転車	1日1回につき 300円

駆動補助機付自転車	1日1回につき	500円
-----------	---------	------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第16の改正規定は令和8年6月1日から、別表第4の改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第16の規定は、令和8年6月1日以後の大野極楽寺公園の使用について適用し、同日前の大野極楽寺公園の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、令和8年10月1日以後の平島公園(野球場)の使用について適用し、同日前の平島公園(野球場)の使用については、なお従前の例による。

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正について

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

展望塔の利用料金について、利用者の区分を変更するため、本案を提出する。

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

展望塔の管理及び運営に関する条例(平成6年一宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第5条、第6条関係) 表略 備考 1 この表において、「大人」とは <u>15歳以上の者をいい</u> 、「小人」とは <u>6歳以上15歳未満の者</u> をいう。 2 展望室の利用料金については、 <u>6歳未満の者</u> は、無料とする。 3・4 略	別表第1(第5条、第6条関係) 表略 備考 1 この表において、「大人」とは <u>高校生以上</u> をいい、「小人」とは <u>小学生及び中学生</u> をいう。 2 展望室の利用料金については、 <u>未就学児</u> は、無料とする。 3・4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市立学校施設使用条例の一部改正について

一宮市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

中学校屋内運動場への空調設備の設置に伴い空調設備の使用に係る使用料を新たに徴収することとし、及び照明設備使用料の金額を変更するため、本案を提出する。

一宮市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

一宮市立学校施設使用条例(昭和56年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用料) 第4条 使用料は、<u>照明設備を使用するときに限り</u>、別表に定めるところにより徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>【別記1 参照】 備考 使用料の額には、<u>消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</u></p>	<p>(使用料) 第4条 使用料は_____、別表に定めるところにより徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 照明設備使用料</p> <p>【別記1 参照】 備考 使用料の額には、<u>消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</u></p> <p>2 空調設備使用料</p> <p>【別記2 参照】 備考 使用料の額には、<u>消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

区分	単位	使用料の額
屋内運動場	1時間	240円
	1時間を超える30分ごと	120円
武道場	1時間	240円
	1時間を超える30分ごと	120円
教室その他これに類する部屋	1時間	120円
	1時間を超える30分ごと	60円

改正案

区分	単位	使用料の額
屋内運動場	1時間	200円
	1時間を超える30分ごと	100円
武道場	1時間	200円

	1時間を超える30分ごと	100円
教室その他これに類する部屋	1時間	100円
	1時間を超える30分ごと	50円

【別記2】

改正案

区分	対象校の名称	単位	使用料の額
屋内運動場	北部中学校	1時間	1,400円
	奥中学校	1時間を超える30分ごと	700円
	尾西第一中学校		
	千秋中学校	1時間	1,000円
		1時間を超える30分ごと	500円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎その他の付属設備の使用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該使用に係る改正後の別表に定める額の使用料を徴収することができる。

一宮市文化広場条例の一部改正について

一宮市文化広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮地域文化広場について、銀河の家の利用時間、有隣会館及び銀河の家の利用区分並びに有隣会館及び銀河の家の利用に係る利用料金の上限額を変更し、並びに銀河の家及びプラネタリウム館に特別の設備又は器具を持ち込む場合の規定を追加するため、本案を提出する。

一宮市文化広場条例の一部を改正する条例

一宮市文化広場条例(昭和55年一宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第5条関係) 【別記1 参照】 別表第3(第7条関係) 1 有隣会館の利用に係る利用料金 【別記2 参照】 備考 略 2 銀河の家の利用に係る利用料金 【別記3 参照】 <u>備考 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。</u> 3 プラネタリウム館の利用に係る利用料金 表略 備考 1~4 略 5 略 4 略	別表第2(第5条関係) 【別記1 参照】 別表第3(第7条関係) 1 有隣会館の利用に係る利用料金 【別記2 参照】 備考 略 2 銀河の家の利用に係る利用料金 【別記3 参照】 備考 <u>1 特別の設備又は器具を持ち込んで、水道、電気、ガス等を使用する場合の利用料金の上限額は、別に市長が定める。</u> <u>2 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。</u> 3 プラネタリウム館の利用に係る利用料金 表略 備考 1~4 略 <u>5 特別の設備又は器具を持ち込んで、電気を使用する場合の利用料金の上限額は、別に市長が定める。</u> 6 略 4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	施設の区分	利用時間
一宮地域文化広場	略	
	銀河の家	(昼間利用) <u>午前 午前9時から午後0時30分まで</u> <u>午後 午後1時から午後4時30分まで</u>

	(宿泊利用) 午後4時30分から翌日午前9時まで
略	
略	

改正案

名称	施設の区分	利用時間
一宮地域文化広場	略	
	銀河の家	(昼間利用) 午前 午前9時30分から午後0時30分まで 午後 午後1時から午後4時まで
		(宿泊利用) 午後4時30分から翌日午前9時まで
	略	
略		

【別記2】

現行

利用区分	利用料金の上限額	
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで
音楽室	1,500円	1,500円
美術室	900円	900円
工作室	900円	900円
第1研修室	1,600円	1,600円
第2研修室	1,100円	1,100円
大研修室	5,500円	5,500円
作法室	1,100円	1,100円
ききょうの間	1,100円	1,100円
持込器具(1キロワット未満に限る。)	1台につき150円	1台につき150円

改正案

利用区分	利用料金の上限額	
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで
音楽室	1,800円	1,800円
美術室	1,100円	1,100円
工作室	1,100円	1,100円
多目的室	1,600円	1,600円
小研修室	1,300円	1,300円

中研修室		1,800円	1,800円
大研修室		6,000円	6,000円
作法室		1,300円	1,300円
ききょうの間		1,300円	1,300円
談話コーナー		500円	500円
持込器具(1キロワット未満に限る。)	1台につき200円		1台につき200円

【別記3】

現行

利用区分		利用料金の上限額
休憩のため利用する場合	午前9時30分から午後0時30分まで	白鳥 600円 天馬 600円
	午後1時から午後4時まで	白鳥 600円 天馬 600円
宿泊のため利用する場合	午後4時30分から翌日午前9時まで	1人1泊につき100円

改正案

利用区分		利用料金の上限額
昼間利用	午前9時30分から午後0時30分まで	和室(白鳥) 600円
		和室(天馬) 600円 炊事場(東) 500円 炊事場(西) 500円
	午後1時から午後4時まで	和室(白鳥) 600円 和室(天馬) 600円 炊事場(東) 500円 炊事場(西) 500円
		宿泊利用
		宿泊のため利用する場合 1人1泊につき300円 炊事場を利用する場合 1区画につき500円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市文化広場条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一宮地域文化広場の利用について適用し、同日前の一宮地域文化広場の利用については、なお従前の例による。

3 新条例第6条第1項の規定による申請は、施行日前においても行うことができる。

一宮市火災予防条例の一部改正について

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正に伴い、サウナ設備の構造等に係る基準を変更する等の措置を講ずるため、本案を提出する。

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例

一宮市火災予防条例(昭和37年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第7条 略</p> <p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下</p>	<p>第7条 略</p> <p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備</p>

「サウナ設備」という。)

の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 一宮市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 略

(1)～(6) 略

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 略

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 略

(1)～(6) 略

<p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) 略</p>	<p>(6)の2 <u>簡易サウナ設備</u>(個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第40号

三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 三ツ井公園流域貯留施設築造工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市三ツ井6丁目地内
- 3 工事概要 流域貯留施設の築造工事
 - (1) 流域貯留施設工事一式
 - (2) 流入施設工事一式
 - (3) 放流施設工事一式

- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額

当初契約(令和6年6月26日議決)	1,540,000,000円
第1回変更契約(令和7年3月24日議決)	1,626,202,600円
今回の変更契約	1,717,910,700円

- 6 契約の相手方 大興・イチテック・平野特定建設工事共同企業体
 - 代表者 一宮市木曾川町外割田字寺前82番地
大興建設株式会社
 - 構成員 一宮市せんい1丁目2番19号
株式会社イチテック
 - 構成員 一宮市萩原町東宮重字中島方29番地
平野建設株式会社

和解及び損害賠償の額の決定について

車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和7年11月10日、一宮市立東五城保育園において、園舎北側の網戸が強風により窓枠から外れ、落下し、園舎北側の職員駐車場に駐車していた本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)の所有する車両(以下「相手方車両」という。)に接触したことにより、相手方車両の上部及び左側面部が損傷したもの

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として1,049,712円を、令和8年4月30日限り、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

1,049,712円

和解及び損害賠償の額の決定について

車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和7年8月7日、運転者(個人)が、一宮市道K0356号線(以下「市道」という。)を本件和解の相手方(法人。以下「相手方」という。)の所有する車両(以下「相手方車両」という。)で走行中、大江川緑道から市道へ越境していた樹木の枝(直径18センチメートル)が相手方車両の荷台部分に接触し、当該荷台部分が破損した。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として833,486円を、示談成立後1か月以内に、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

833,486円

和解及び損害賠償の額の決定について

車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和7年12月12日、木曾川消防署敷地内において当方の所有する工作物が突風によって移動した際、付近に駐車していた本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)の所有する車両(以下「相手方車両」という。)に接触し、相手方車両が損傷したもの

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として432,047円を、示談成立後1か月以内に、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

432,047円

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約の締結をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 契約金額 11,550,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 安城市三河安城本町2丁目1番地6 レゾンシティ三河安城ザ・レジデンス1306号
氏名 神谷 研
資格 税理士

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

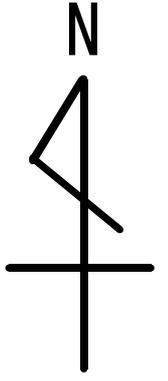
一宮市長 中野正康

凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

案内図

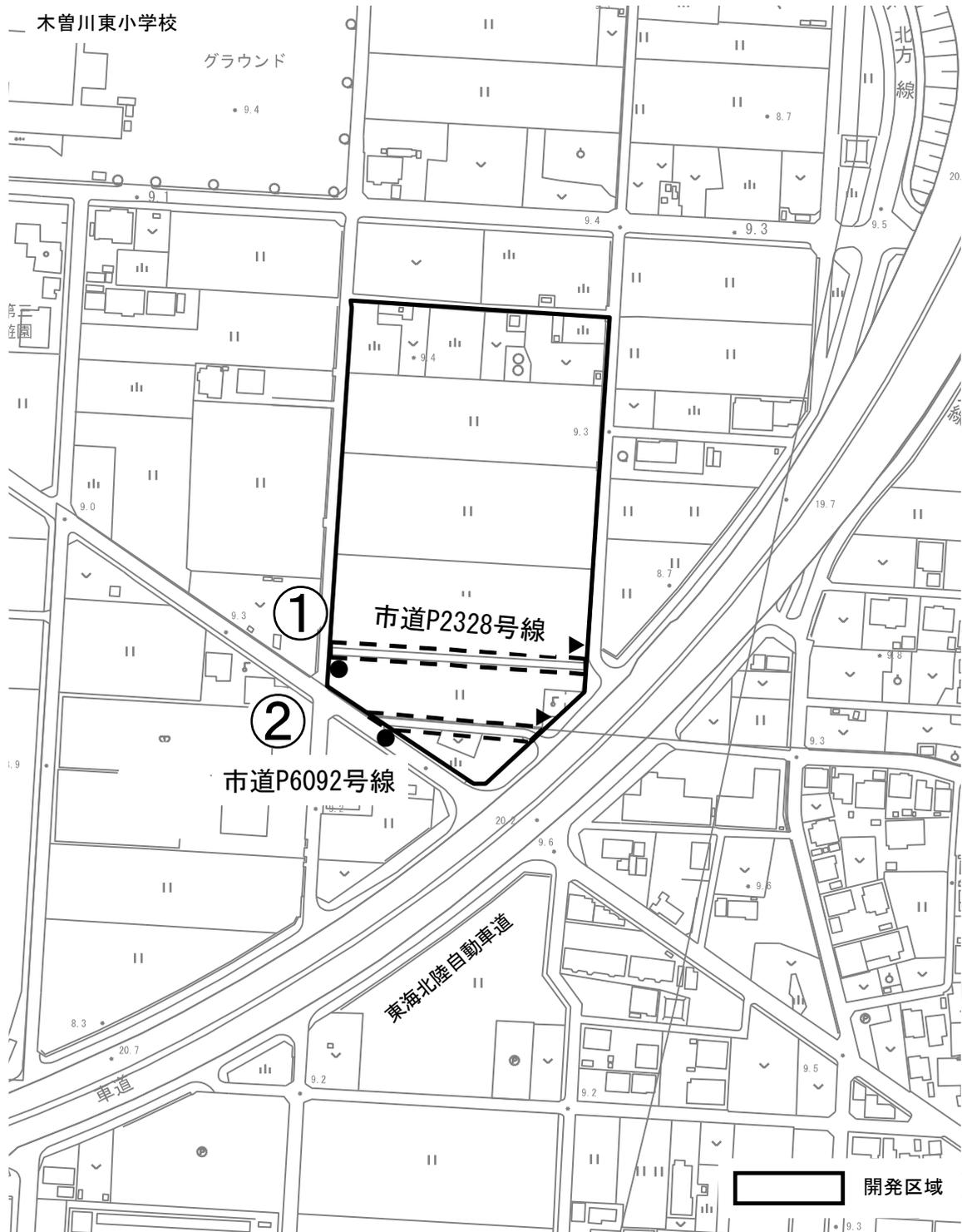
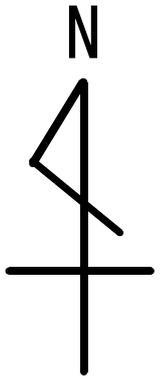
S=1 / 10,000



路線廃止

位置図

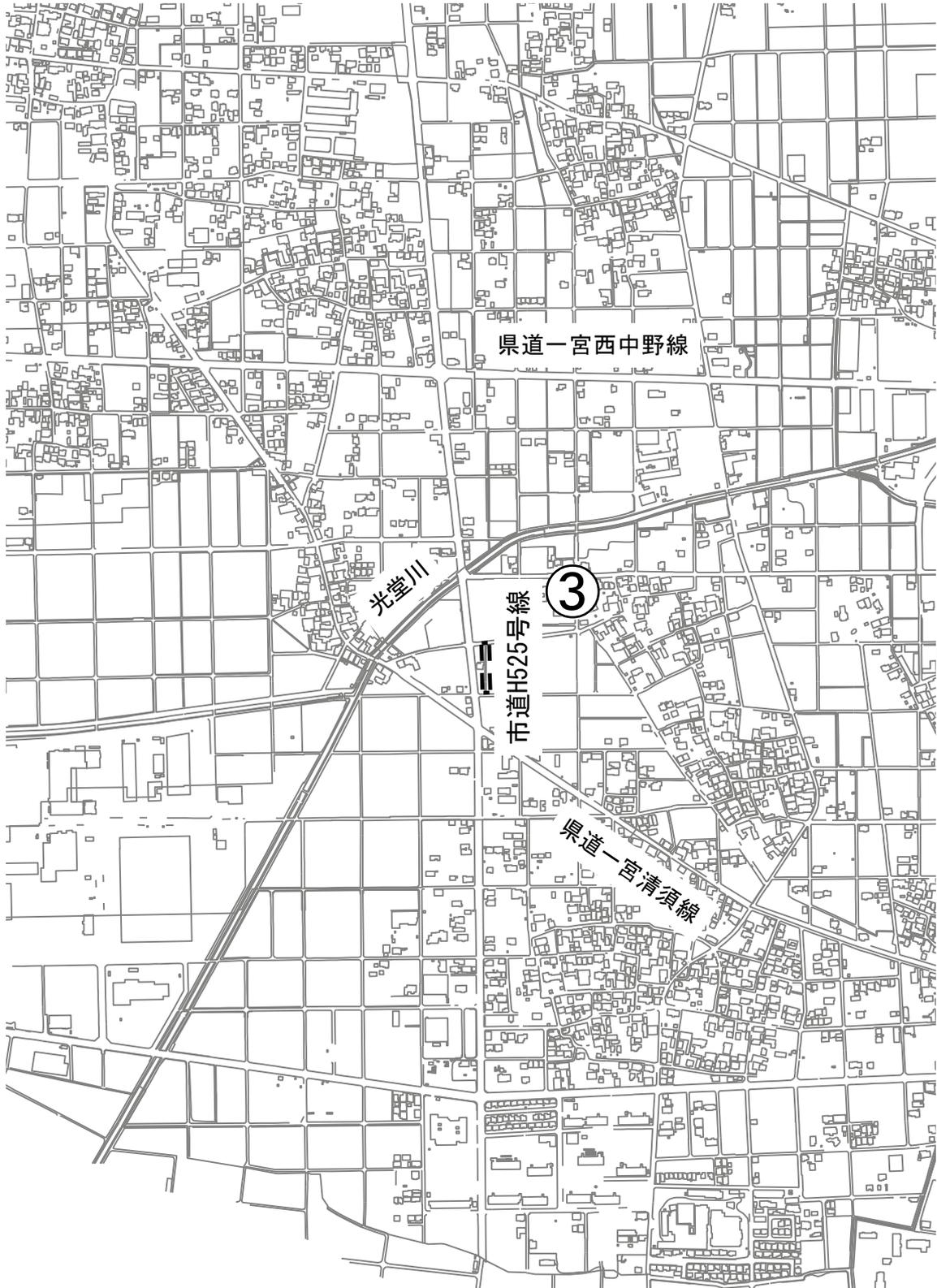
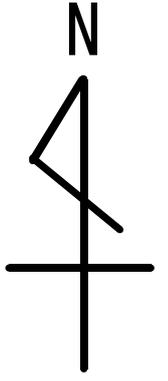
S=1/2,500



路線廃止

案内図

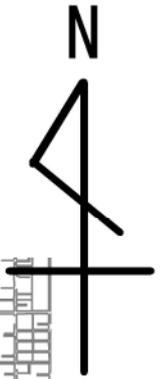
S=1 / 10,000



路線廃止

案内図

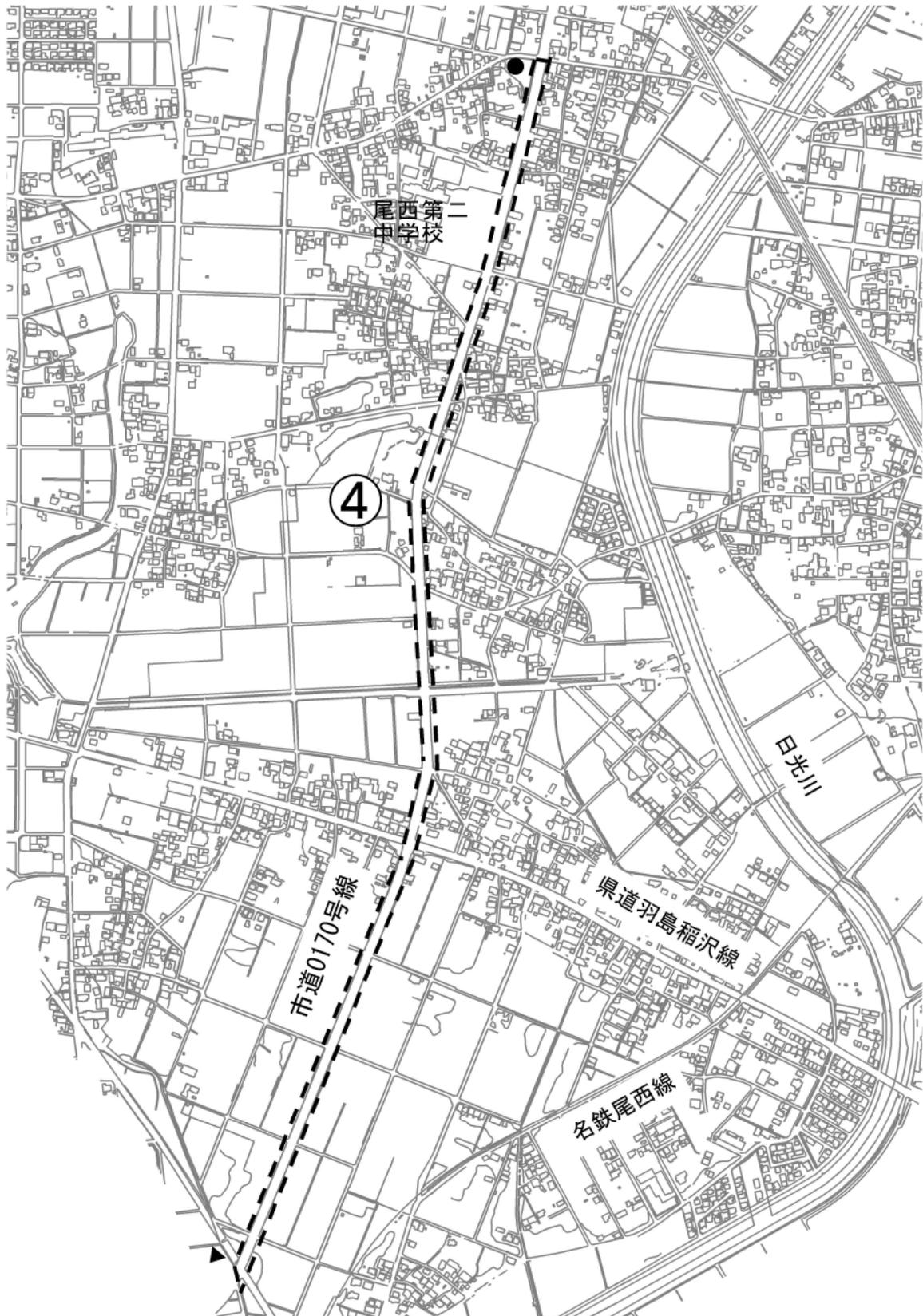
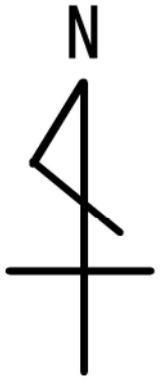
S=1 / 25,000



路線廃止

位置図

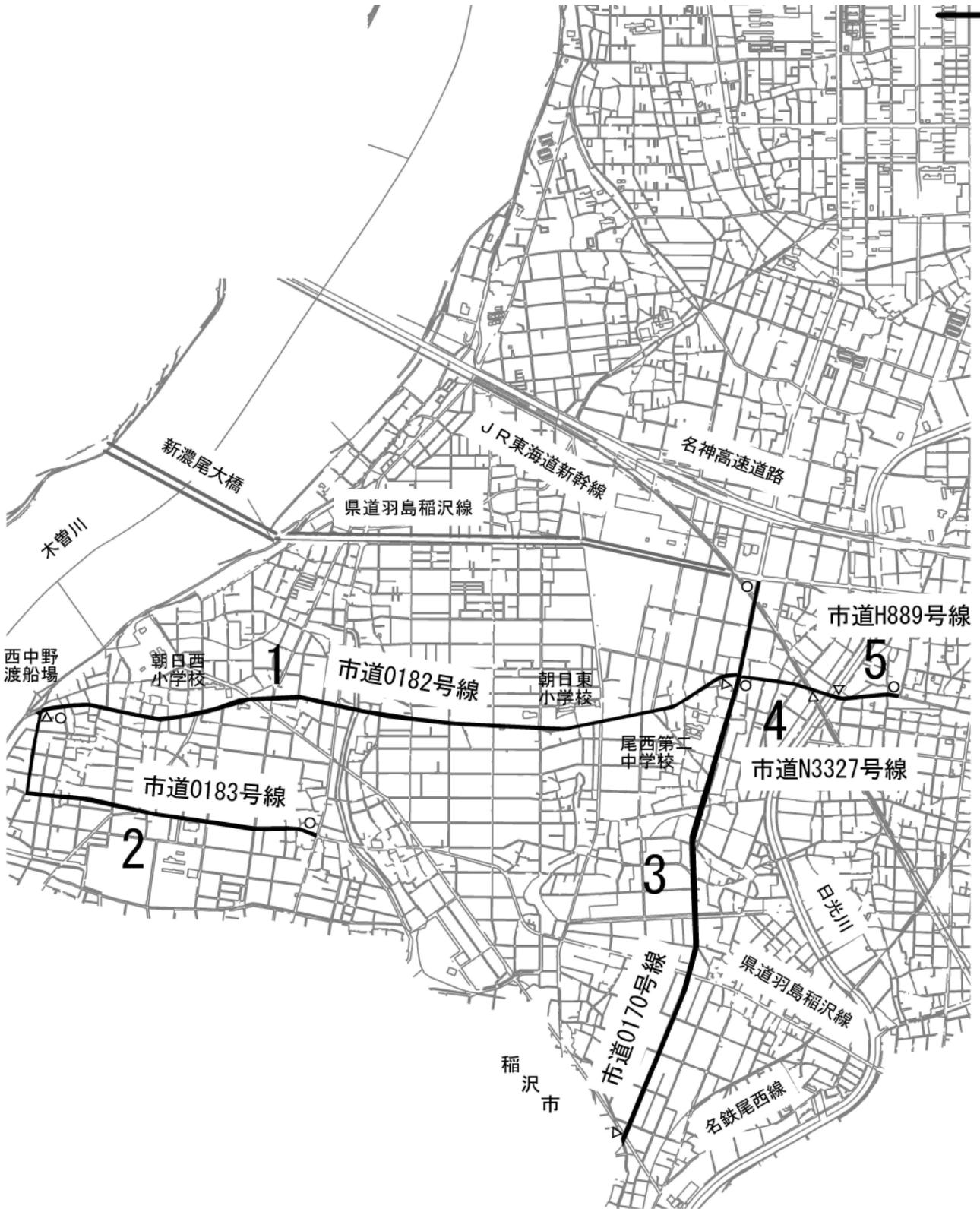
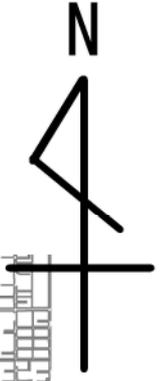
S=1/10,000



路線認定

案内図

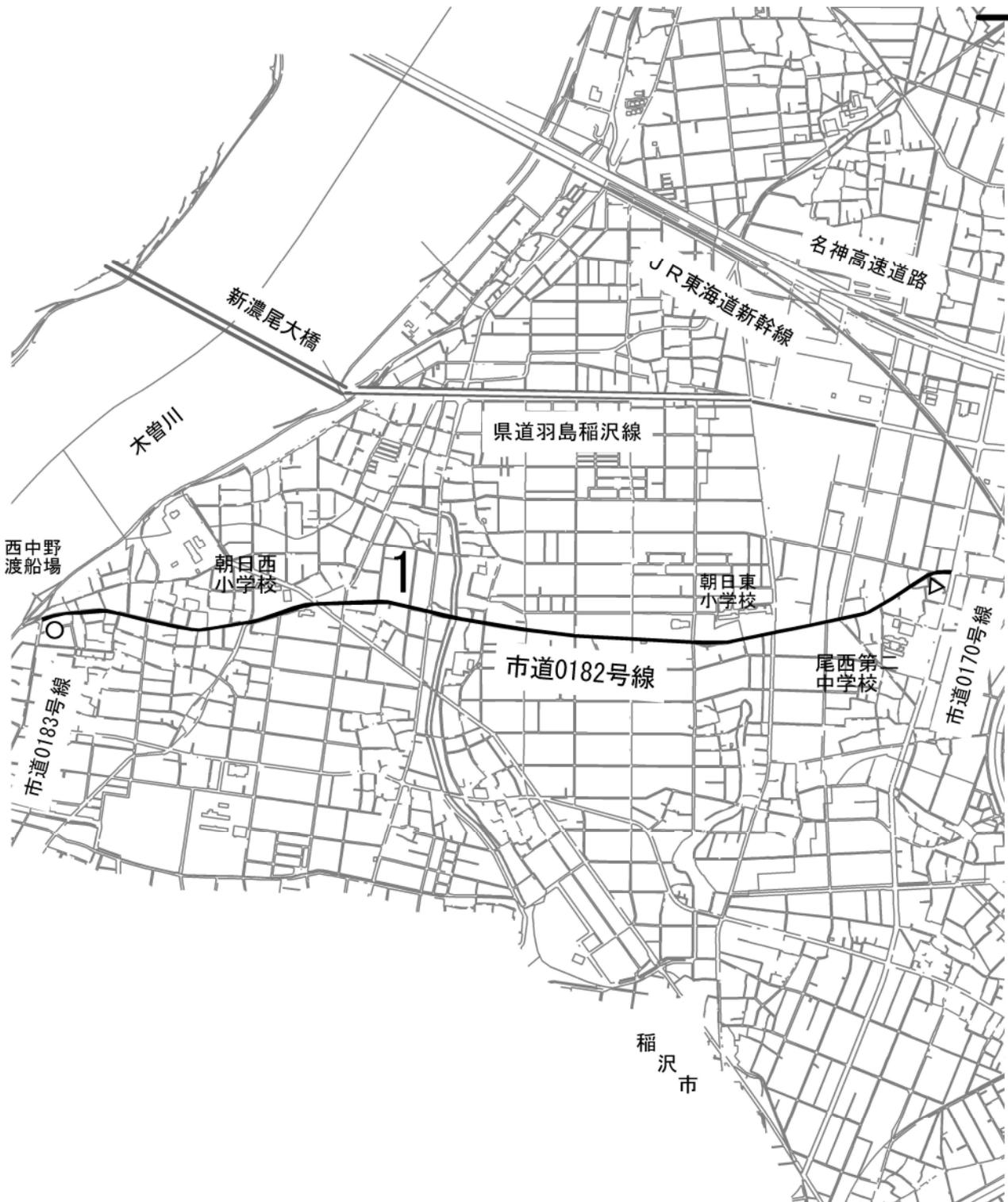
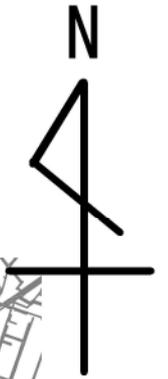
S=1 / 25,000



路線認定

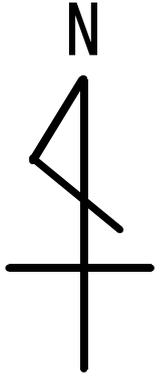
位置図

S=1 / 20,000



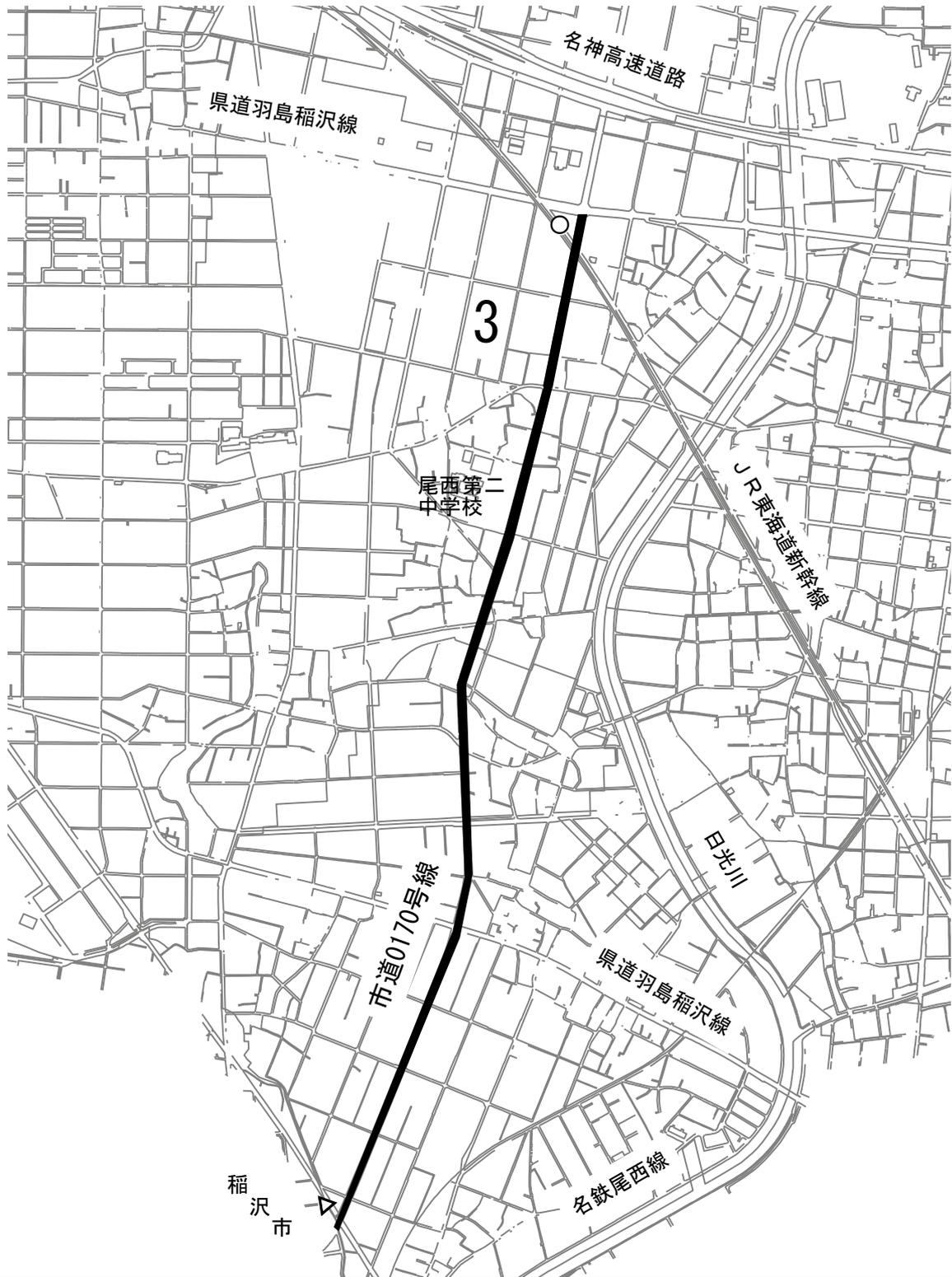
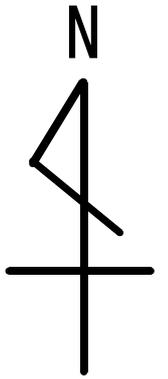
整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
1	市道0182号線	3094.5	6.1~8.5

路線認定
位置図
S=1/10,000



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
2	市道0183号線	1628.7	8.0~10.5

路線認定
位置図
S=1 / 15,000

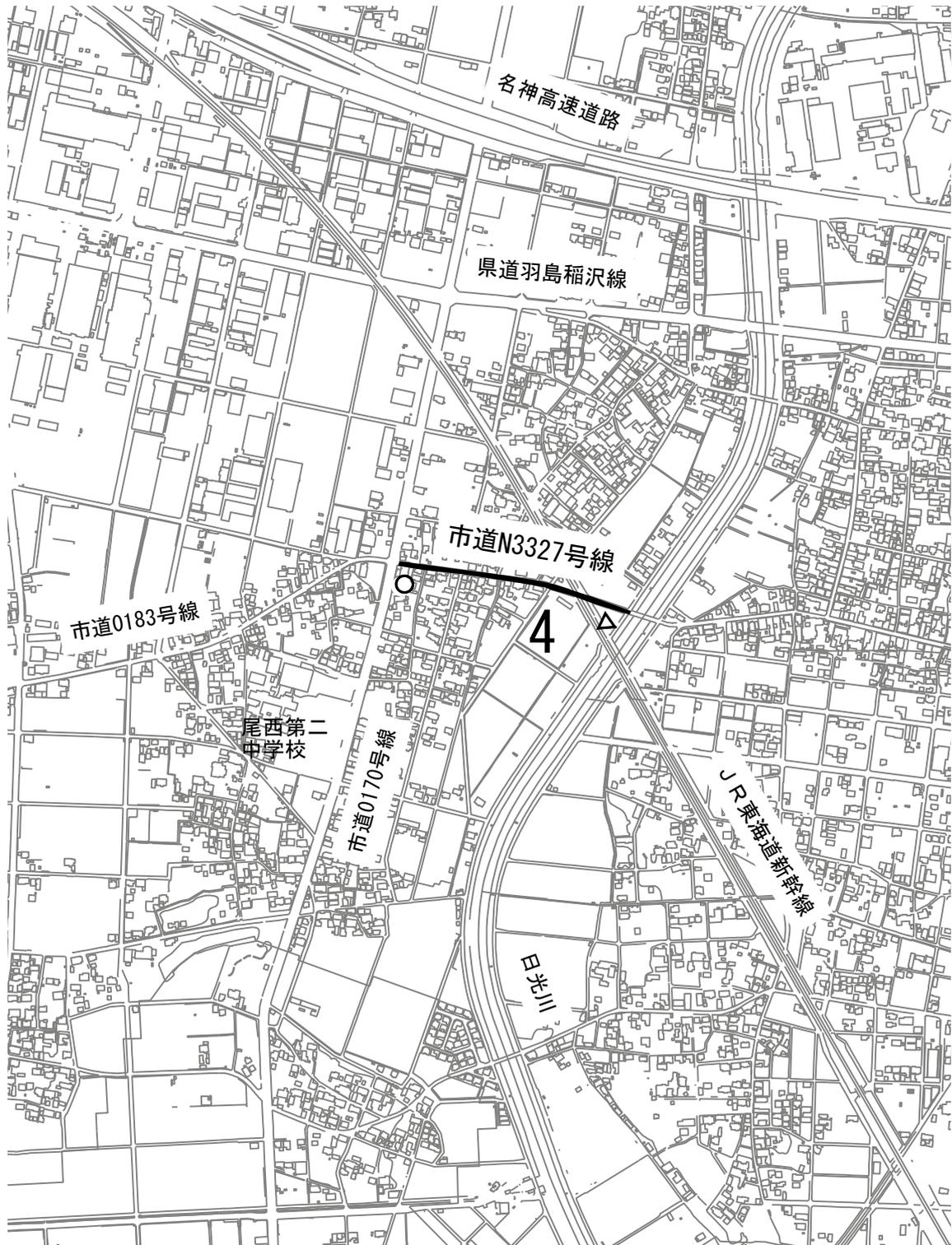
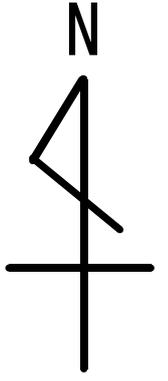


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
3	市道0170号線	2542.3	15.15~18.0

路線認定

位置図

S=1 / 10,000

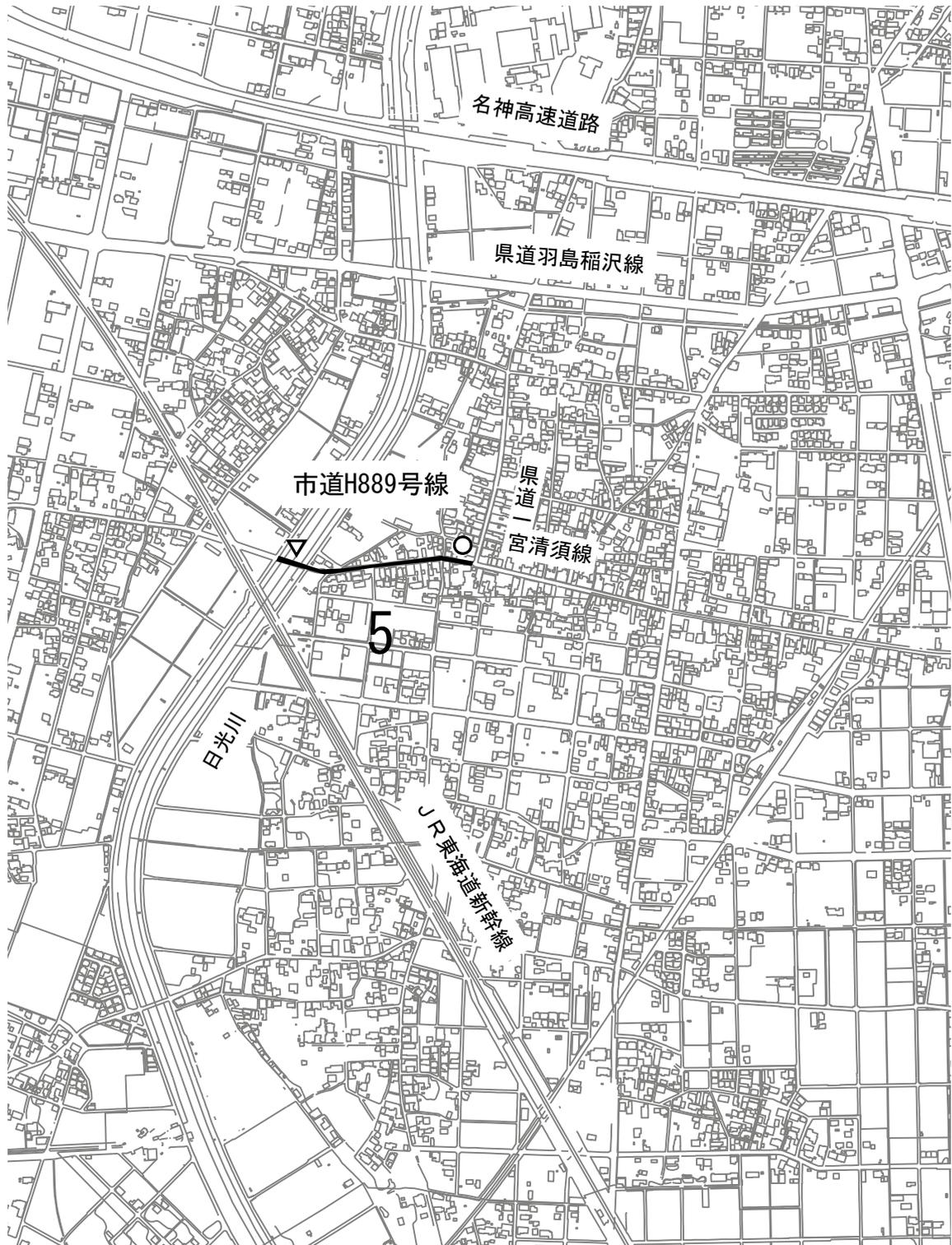
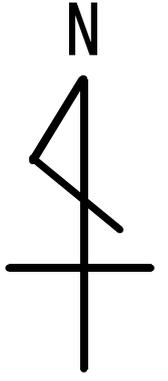


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
4	市道N3327号線	378.6	5.5~9.0

路線認定

位置図

S=1/10,000



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
5	市道H889号線	315.4	4.8~7.5

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 7.12.5	令和 7.10.31	救急活動中の住宅損傷事故	33,000円	33,000円	消防本部総務課
令和 7.12.8	令和 7.10.8	交通事故	8,800円	8,800円	一宮消防署本署
令和 7.12.9	令和 7.10.27	交通事故	104,500円	49,500円	資産税課
令和 7.12.15	令和 7.10.9	車両損傷事故	67,914円	67,914円	施設管理課
令和 7.12.24	令和 7.6.23	車両損傷事故	145,200円	145,200円	公園緑地課
令和 7.12.24	令和 7.6.23	車両損傷事故	287,639円	287,639円	公園緑地課
令和 7.12.24	令和 7.9.25	車両損傷事故	219,219円	219,219円	公園緑地課
令和 8.2.4	令和 7.11.23	交通事故	95,826円	92,482円	消防本部総務課

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日
令和7年12月3日
- 2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

- (1) 契約名称

外割田保育園仮設園舎設置工事(週休2日)の請負契約

- (2) 契約金額

当初契約(令和7年6月26日議決)	179,520,000円
今回の変更契約(令和7年12月3日専決)	184,460,100円
当初契約と今回の変更契約との差	4,940,100円

- (3) 契約金額の増額変更に係る理由

仮設園舎建設中に、過去の建築物の基礎が地中に残存していることが判明し、このことが外構工事の支障となることから、当該基礎の撤去及び処分を行う等のため

報告第3号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和8年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

令和8年度 事業計画書

1 事業計画

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食予定回数と総食数

小学校 187回 4月10日から3月23日
 中学校 187回 4月10日から3月23日

	総食数
共同調理場	4,219,121食
単独校調理場	1,367,214食
計	5,586,335食

イ 学校給食用物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定した物資納入業者より、毎月行う物資選定委員会で選定した物資を購入して、南部・北部共同調理場及び東浅井給食センターに提供し、翌月その代金の支払いを行う。

単独校調理場は単独校調理場物資選定会で選定した物資を学校毎に購入し、この代金の支払い業務は本給食会が行う。

主食（米飯・パン・麺）及び、牛乳代金についても本会で支払う。

年間物資購入予定額

(単位：千円)

	副食材料	主食	牛乳	計
共同調理場	866,112	336,958	298,977	1,502,047
単独校調理場	282,231	105,334	96,409	483,974
計	1,148,343	442,292	395,386	1,986,021

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

月額給食費

(単位：円)

	小学校	中学校
共同調理場 単独校調理場	5,630	6,470

年間徴収予定額

(単位：千円)

	共同調理場	単独校調理場	計
金額	1,502,047	483,974	1,986,021

対象予定食数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
共同調理場	32	15,211	15	8,091	47	23,302
単独校調理場	10	4,929	4	2,585	14	7,514
合計	42	20,140	19	10,676	61	30,816

(3) 学校給食についての調査研究・普及充実に係る事業

- ア 物資納入業者等の施設、衛生状況調査
- イ 各種研究、協議会への参加
- ウ 小、中学校PTA等給食試食会の共催
- エ 食育推進事業の共催

※本計画書については、税込み表示となっている。

令和8年度 収 支 予 算 書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	2,000	2,000	2,000	0	
基本財産収入	0	2,000	2,000	2,000	0	
事業収益	1,986,021,000	0	1,986,021,000	1,578,199,000	407,822,000	
給食費収入	1,986,021,000	0	1,986,021,000	1,578,199,000	407,822,000	
給食費収入(共同調理場)	1,502,047,000	0	1,502,047,000	1,197,930,000	304,117,000	
給食費収入(単独校調理場)	483,974,000	0	483,974,000	380,269,000	103,705,000	
受取市補助金等	21,401,000	2,088,000	23,489,000	23,310,000	179,000	
市補助金	21,400,000	2,088,000	23,488,000	23,309,000	179,000	
市補填金	1,000	0	1,000	1,000	0	
雑収益	2,147,000	0	2,147,000	1,400,000	747,000	
雑入	2,147,000	0	2,147,000	1,400,000	747,000	
経常収益計	2,009,569,000	2,090,000	2,011,659,000	1,602,911,000	408,748,000	
(2) 経常費用						
事務費	23,468,000	0	23,468,000	22,695,000	773,000	
給料	7,238,000	0	7,238,000	7,144,000	94,000	
諸手当	5,702,000	0	5,702,000	5,452,000	250,000	
共済費	4,038,000	0	4,038,000	3,936,000	102,000	
賃金	4,689,000	0	4,689,000	4,431,000	258,000	
報償費	346,000	0	346,000	346,000	0	
旅費	116,000	0	116,000	106,000	10,000	
需用費	579,000	0	579,000	587,000	△ 8,000	
役務費	742,000	0	742,000	678,000	64,000	
備品購入費	1,000	0	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	16,000	0	16,000	13,000	3,000	
公課費	1,000	0	1,000	1,000	0	
事業費	1,986,021,000	0	1,986,021,000	1,578,199,000	407,822,000	
原材料費(共同調理場)	1,502,047,000	0	1,502,047,000	1,197,930,000	304,117,000	
原材料費(単独校調理場)	483,974,000	0	483,974,000	380,269,000	103,705,000	
徴収不能額	79,000	0	79,000	0	79,000	
雑費	1,000	0	1,000	1,000	0	
減価償却費	0	37,000	37,000	37,000	0	
管理費	0	2,090,000	2,090,000	2,016,000	74,000	
給料	0	805,000	805,000	794,000	11,000	
諸手当	0	636,000	636,000	608,000	28,000	
共済費	0	451,000	451,000	438,000	13,000	
旅費	0	26,000	26,000	13,000	13,000	
需用費	0	18,000	18,000	17,000	1,000	
役務費	0	120,000	120,000	111,000	9,000	
備品購入費	0	1,000	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	0	2,000	2,000	3,000	△ 1,000	
公課費	0	31,000	31,000	31,000	0	
経常費用計	2,009,569,000	2,127,000	2,011,696,000	1,602,948,000	408,748,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 37,000	△ 37,000	△ 37,000	0	
当期経常増減額	0	△ 37,000	△ 37,000	△ 37,000	0	

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	0	0	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 37,000	△ 37,000	△ 37,000	0	
一般正味財産期首残高	0	806,000	806,000	130,000	676,000	
一般正味財産期末残高	0	769,000	769,000	93,000	676,000	
Ⅱ 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
指定正味財産期末残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	0	10,769,000	10,769,000	10,093,000	676,000	

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込み

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度予算額	増 減	備 考
【投資活動収支の部】						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	
【財務活動収支の部】						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	

2. 給食費収入の増加に連動する費用(原材料費)に限り予算を超えて執行することができる。

※令和8年度より会計処理を税込方式に変更することに伴い、前年度当初予算額については税抜表示、令和8年度当初予算については税込表示となっている。

報告第4号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和8年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

2026年度一宮市土地開発公社事業計画

1 用地取得

一宮市との協議に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律及び土地収用法等による買取り用地（以下「公払法及び収用法等による買取り用地」という。）の取得を予定しています。

事業の区分		取得面積（㎡）	処分予定年度	処分の相手
1. 公有地取得事業	1. 公払法及び収用法等による買取り用地	2,000.00	—	一宮市
	合 計	2,000.00		

2 用地処分

一宮市との協議に基づき、公払法及び収用法等による買取り用地の処分を予定しています。

事業の区分		処分面積（㎡）	処分の相手	処分の方法
1. 公有地取得事業	1. 公払法及び収用法等による買取り用地	1,000.00	一宮市	覚書等に基づく
	合 計	1,000.00		

2026年度一宮市土地開発公社予算

(総則)

第1条 2026年度一宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用地取得面積 2,000.00 m²
- (2) 用地処分面積 1,000.00 m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入		
第1款 事業収益		136,718 千円
第1項 公有地取得事業収益		127,859 千円
第2項 附帯等事業収益		8,859 千円
第3項 補助金等収益		0 千円
第2款 事業外収益		251 千円
第1項 受取利息		233 千円
第2項 雑収益		18 千円
支 出		
第1款 事業原価		132,709 千円
第1項 公有地取得事業原価		127,564 千円
第2項 附帯等事業原価		5,145 千円
第2款 販売費及び一般管理費		3,618 千円
第1項 販売費及び一般管理費		3,618 千円
第3款 事業外費用		11 千円
第1項 支払利息		10 千円
第2項 雑損失		1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額127,564千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		258,352 千円
第1項 短期借入金		258,352 千円
支 出		
第1款 資本的支出		385,916 千円
第1項 公有地取得事業費		258,352 千円
第2項 短期借入金償還金		127,564 千円

(短期借入金)

第5条 短期借入金の限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は「第1表 短期借入金」による。

2 短期借入金の限度額のうち本事業年度において借入れを行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入れることができる。

第1表 短期借入金

借入の目的	限 度 額	借入の方法	利 率	償 還 の 方 法
公有地取得事業	258,352 千円	証書借入等	年 1.00 % 以内	公有地取得事業収益等をもって償還する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費は、これを相互に流用することができる。

2026年度一宮市土地開発公社予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業収益			
136,718	1. 公有地取得事業収益		
	127,859	1. 公有用地売却収益	○公払法及び収用法等による買取り用地
		127,859	
		2. 代替地売却収益	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業収益		
	8,859	1. 保有土地賃貸等収益	○保有土地一時使用料
		4,514	
		2. 附帯事業収益	○公共事業等代替地管理事業負担金
		4,345	
	3. 補助金等収益		
	0	1. 補助金等収益	○公共事業等代替地売却に伴う損失補てん等
		0	
2. 事業外収益			
251	1. 受取利息		
	233	1. 受取利息	○預金利息
		233	
	2. 雑収益		
	18	1. その他の雑収益	○電柱敷地一時使用料
		18	
収益的収入合計		136,969	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業原価			
132,709	1. 公有地取得事業原価		
	127,564	1. 公有用地売却原価	○公払法及び収用法等による買取り用地
		127,564	
		2. 代替地売却原価	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業原価		
	5,145	1. 保有土地賃貸等原価	○駐車場管理費等
		800	
		2. 附帯事業原価	○公共事業等代替地管理費
		4,345	
2. 販売費及び一般管理費			
3,618	1. 販売費及び一般管理費		
	3,618	1. 人件費	○報酬 239
		2,778	○給料 1,623
			○手当等 553
			○法定福利費 351
			○福利厚生費 12
		2. 経費	○旅費 30
		840	○需用費 370
			○役務費 260
			○使用料及び賃借料 10
			○負担金補助及び交付金 40
			○補償費 1
			○公租公課 61
			○減価償却費 58
			○雑費 10
3. 事業外費用			
11	1. 支払利息		
	10	1. 支払利息	○一時借入金利息
		10	
	2. 雑損失		
	1	1. 雑損失	
		1	
収 益 的 支 出 合 計		136,338	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的収入			
258,352	1. 短期借入金		
	258,352	1. 短期借入金	○公有地取得事業資金借入金
		258,352	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的支出			
385,916	1. 公有地取得事業費		
	258,352	1. 公有地取得事業費	○用地費 200,000
		258,352	○補償費 50,000
			○測量試験費 1,000
			○諸経費 1,000
			○支払利息 6,352
	2. 短期借入金償還金		
	127,564	1. 短期借入金償還金	○公有地取得事業資金借入金償還金
		127,564	

2026年度一宮市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受入資金	108,344	492,002	383,658
公有地取得事業収益	2,803	127,859	125,056
附帯等事業収益	7,557	8,859	1,302
補助金等収益	0	0	0
受取利息	40	233	193
雑収益	18	18	0
短期借入金	1,899	258,352	256,453
事業未収金	0	0	0
前払費用	0	0	0
前年度繰越金	96,027	96,681	654
支払資金	11,663	394,632	382,969
公有地取得事業費	1,899	258,352	256,453
公有地取得事業原価	2,679	0	△ 2,679
固定資産取得費	0	0	0
未払金	0	0	0
短期借入金償還金	0	127,564	127,564
附帯等事業原価	3,141	5,145	2,004
販売費及び一般管理費	3,298	3,560	262
支払利息	0	10	10
雑損失	0	1	1
預り金等支出	646	0	△ 646
差 引	96,681	97,370	689

2026年度一宮市土地開発公社予定損益計算書

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	127,859	
	(2) 附帯等事業収益	8,859	
	(3) 補助金等収益	0	136,718
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	127,564	
	(2) 附帯等事業原価	5,145	132,709
	事業総利益		4,009
3	販売費及び一般管理費		
	(1) 販売費及び一般管理費		3,618
	事業利益		391
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	233	
	(2) 雑収益	18	251
5	事業外費用		
	(1) 支払利息	10	
	(2) 雑損失	1	11
	経常利益		631
	当期純利益		631

2026年度一宮市土地開発公社予定貸借対照表

(2027年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1	流動資産		
	(1)現金及び預金	97,370	
	(2)公有用地	747,010	
	(3)代替地	527,720	
	流動資産合計	1,372,100	1,372,100
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	ア 車両その他の運搬具	1,390	
	減価償却累計額	1,390	0
	イ 工具・器具及び備品	234	
	減価償却累計額	117	117
	(2)投資その他の資産		
	ア 長期性預金	10,000	
	固定資産合計	10,117	10,117
	資産合計	1,382,217	1,382,217

負債の部

1	流動負債		
	(1)短期借入金	512,095	
	流動負債合計	512,095	512,095
2	固定負債		
	(1)長期借入金	762,635	
	固定負債合計	762,635	762,635
	負債合計	1,274,730	1,274,730

資本の部

1	資本金		
	(1)基本財産	10,000	
	資本金合計	10,000	10,000
2	準備金		
	(1)前期繰越準備金	96,856	
	(2)当期純利益	631	
	準備金合計	97,487	97,487
	資本合計	107,487	107,487
	負債・資本合計	1,382,217	1,382,217

2026年度一宮市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	公有地取得事業収入	127,859
	その他事業収入	8,877
	補助金等収入	0
	公有地取得事業支出	△ 258,352
	その他事業支出	△ 5,145
	人件費支出	△ 2,778
	その他の業務支出	△ 783
	小計	△ 130,322
	利息の受取額	233
	利息の支払額	△ 10
	事業活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 130,099
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	該当なし	
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入による収入	258,352
	短期借入金の返済による支出	△ 127,564
	財務活動によるキャッシュ・フロー合計	130,788
4	現金及び現金同等物増減額 (△は減少)	689
5	現金及び現金同等物期首残高	96,681
6	現金及び現金同等物期末残高	97,370

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、今期末の有形固定資産の予定額は116,831円です。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

1 短期借入金（今期末予定額512,095千円）による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

報告第5号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和8年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年2月26日提出

一宮市長 中野正康

2026 年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画

1. 基本方針

2025 年度の日本経済は、賃金改善や企業収益の回復が進み、実質 GDP も底堅い成長を示しました。一方で、物価高や人手不足が家計・企業の負担となり、中小企業を中心に厳しい経営環境が続いています。

全国の卸売市場を取り巻く環境も、オンライン取引の普及や消費行動の多様化により大きく変化しました。従来型の卸売機能だけでは競争力を維持することが難しくなっており、将来に向けてデジタル対応力の強化や物流の効率化など、構造的な変革が求められています。

これらの課題を踏まえ、一宮地方総合卸売市場株式会社（以下、「卸売市場(株)」と表記します）は、地域における食の安全・安心を支える基盤としての卸売市場の機能を確保するため、卸売業者のデジタル化推進や販路拡大に向けた取組を後押しして市場機能の維持・強化と持続的な発展の実現を図ります。

また、卸売市場(株)には、老朽化が進む施設・設備の維持管理や更新に必要な財源の確保といった経営上の課題があり、それらにも適切に対応していく必要があります。2025 年度に一宮市と共同で、将来の課題とその解決方を整理することを目的とした「一宮地方総合卸売市場の今後のあり方」に関する調査（以下、「あり方検討に関する調査」）を実施しました。その調査結果を踏まえ、計画的に経営改革を進めてまいります。

2. 主な取組み

(1) 卸売市場（卸売市場(株)や卸売業者、入居者が主体）運営に係る取組み

ア 信頼確保に向けた取組み

食品の偽装表示などの不正行為は、消費者の信頼を大きく損ない、深刻な問題につながります。こうした事態を防ぐためには、取扱者一人ひとりがコンプライアンスを守ること、そして組織としても厳格なルールと相互にチェックできる仕組みを整えることが必要です。当市場でも、消費者からの信頼を確保するため、以下の取組みを進めます。

- ① 施設内で流通する生鮮食品の安全・安心確保に努めるため、生産者や生産地を明確にして情報提供に努めます。
- ② 食の安全・安心の根幹をなすポジティブリスト（残留農薬の基準）他の制度遵守の徹底を図ります。

イ 事業活性化への取組み

卸売市場は地場の農産物や水産物を地域へ安定的に届ける重要な拠点です。

この役割を果たすためには、消費者ニーズを把握し、事業の拡大と活性化を進めることが欠かせません。卸売市場(株)は運営主体の一員として場内での取扱高の増加につながるよう次の事業に取り組みます。

- ① 1996年度から実施している「日曜新鮮市」について、内容の充実を図るなどにより来場者増を図ります。
- ② 季刊誌「ぐりーんりんぐ」について、2024年度からテーマ野菜のレシピ動画をユーチューブに掲載しています。引き続き内容充実を図り、野菜や魚の消費拡大につなげます。

(2) 卸売市場(株)としての取組み

ア 体制強化に向けた取組み

輸入食料の増加や量販店による産地直送、インターネット取引の広がりなど流通の多様化が進み、全国の卸売市場では取扱量の減少が続いています。また、2020年6月に卸売市場法が改正され、中央市場と地方市場、卸売業者と仲卸業者間の制度上の垣根がなくなりました。市場を取り巻く競争環境は激変して、各地の市場では統合や民営化、機能の見直しなど、将来を見据えた取組みが進んでいます。卸売市場(株)はこの流れを踏まえ、「あり方検討に関する調査」を実施しましたので、その結果をもとに具体的な施策を展開し、安定した経営の実現を目指していきます。

イ 施設の適正管理

卸売市場は開設から40年以上が経ち、場内の建物や設備の老朽化が進んでいます。引き続き適切な管理と予防的な修繕に取り組むとともに、入居者が安心して施設を利用できるよう設備の点検を実施していきます。

ウ インフラ整備（施設改修）実施

電気や給排水他の設備の老朽化も進んでおり、2024年度には高圧受電設備を2台更新しました。2026年度に施設や設備を更新する予定はありませんが、老朽化設備は現存していますので、これらの更新を計画的に進めていきます。

エ 自主財源の確保

当市場では、店舗・サービス棟(全41区画)の一部が未入居であったため、該当区画の改装を行い、民間業者を通じて幅広く入居者を募集した結果、空き区画は6.5区画まで減少しています。今回、「あり方検討に関する調査」では、将来予定される大規模改修に備え、計画的な資金積立の必要性が指摘されました。このため、2026年度は入居促進による安定した財源確保を図るとともに、大規模改修に向けた資金積立についても具体的な検討を進めます。

3. 計画目標（2026年度市場取扱高）

取扱高		数量 (トン)	金額 (百万円)
品目			
青果物	野菜	9,708	3,139
	果実	976	401
	その他	84	127
小計		10,768	3,667
水産物		5	5
合計		10,773	3,672

*参考

(単位：トン・百万円)

取扱高		2023年度実績		2024年度実績		2025年度 (1~3月は試算)	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
品目							
青果物	野菜	8,849	2,772	8,674	3,234	9,246	2,989
	果実	976	360	877	384	929	382
	その他	11	63	9	48	80	121
小計		9,836	3,195	9,560	3,666	10,255	3,492
水産物		4	5	5	5	5	5
合計		9,840	3,200	9,565	3,671	10,260	3,497

4. 長期借入金の償還

2026年度元金償還計画

借入先	償還金(円)	返済財源
一宮市	5,000,000	自己資金
愛知西農協①	0	
愛知西農協②	0	
愛知西農協③	12,648,000	自己資金
計	17,648,000	

* 2025年度末長期借入金残高

一宮市	425,550,000円
愛知西農協①	0円
愛知西農協②	0円
愛知西農協③	78,990,000円

5. 預り保証金

2026年度

(単位:円)

期首残高	期中返済額	新規見込額	期末残高
24,049,495	0	707,080	24,756,575

新規テナント1コマ

2025年度

(単位:円)

期首残高	期中返済額	期中預り額	期末残高
23,690,543	0	358,952	24,049,495

2026年度一宮地方総合卸売市場株式会社 収支計画

単位：円

科 目	金 額		
営業収益			
売上高	10,000,000		
施設使用料	81,000,000		
市場使用料		91,000,000	
市場貸収		6,000,000	
市場共収		2,500,000	
市場雑受		7,000,000	
取利		10,000	
			106,510,000
営業費用			
一般管理費		2,300,000	
役員報酬		16,000,000	
役給賃		0	
退職給付		900,000	
厚生費		2,800,000	
旅交費		180,000	
会費		30,000	
広道		10,000	
水消耗		200,000	
修繕費		2,800,000	
借保		700,000	
減価償却		22,000,000	
負担		6,000,000	
租税		5,600,000	
車通		10,000,000	
り清		3,200,000	
雑支		11,000,000	
払		200,000	
利		3,500,000	
息		120,000	
費		1,250,000	
料		5,000,000	
費		3,000,000	
費		2,100,000	
			98,890,000
税引前当期純利益			7,620,000
法人税			3,429,000
当期純利益			4,191,000